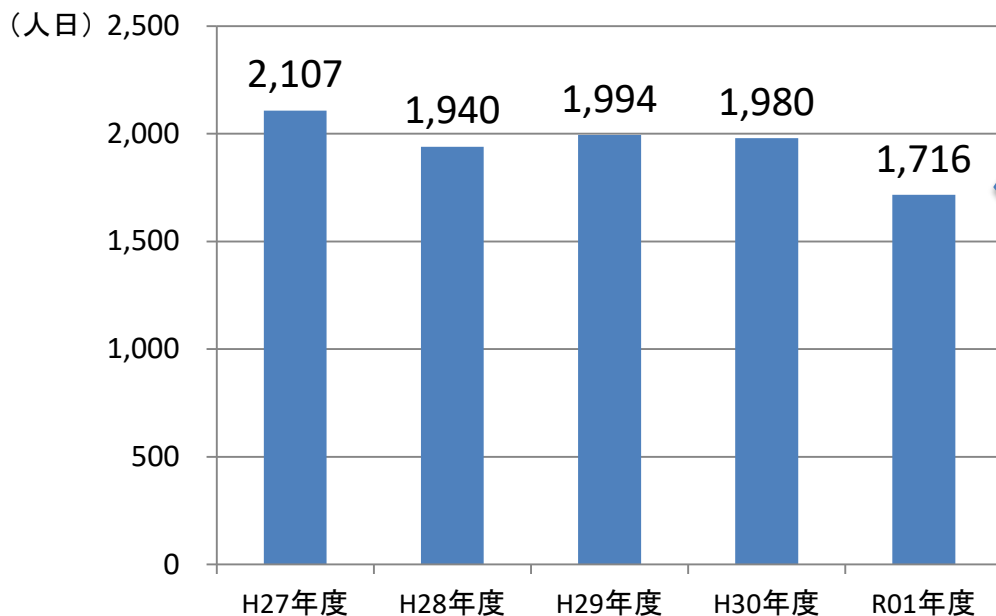


# 薬学生の受入実習学生数(自大学以外の養成教育機関から)

## ■ 解説: process指標

自大学以外の教育機関からどの程度学生の教育実習を受け入れるかを表す指標です。平成22年度より6年制の薬学生の臨床実習が必須となりました。単に受入人数でなく、延べ人日(人数×日数)とし教育に費やした延べ時間を評価します。

## ■ 当院の実績



## ■ 定義

自大学以外の養成教育機関からの実習学生延べ人日(人数×日数)です。一日体験実習を除きます。

## ■ 算式

人日(人数×日数)

### 《自己点検評価》

薬学部が6年制に移行したことに伴い、病院で11週間、薬局で11週間の臨床実習が必須となりました。

本院では、病院における実習として、近畿の薬科大学あるいは薬学部の学生を、受入れています。薬剤部内だけの実習にとどまらず、病棟、化学療法室、手術室、チーム医療など、幅広い薬剤業務のカリキュラムを作成するとともに、チューター制度によるきめ細やかな指導体制を構築し、実習生の立場に立った教育プログラムを提供しています。

また、これらの学生はほとんどが滋賀県出身であり、将来の滋賀県を支える医療人育成に大きく貢献しています。